

加東市では「犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族の支援に取り組めます

加東市では、犯罪被害に遭われた方や、そのご家族・ご遺族が、元の平穏な生活を取り戻せるよう、支援団体や関係機関と連携した支援を行います。

犯罪被害者等が抱えるさまざまな問題

犯罪被害に遭われた方は、ある日突然、犯罪に巻き込まれ、生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、金銭などの財産を奪われるといった、一次的被害のほか、周囲との関わりの中で、さらに傷つけられてしまう二次的被害に苦しめられることもあります。



被害を受けたことによる精神的
ショックや心身の不調

医療費の負担や失職、転職など
による経済的困窮

二次的被害

捜査や裁判の過程における
精神的・時間的負担

周囲の人々の噂話やマスコミの取
材、報道による精神的被害

加東市犯罪被害者等支援条例【概要】

犯罪被害者等を支える地域社会づくりを行い、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、「加東市犯罪被害者等支援条例」を平成31年4月1日から施行しました。

定義

犯 罪 等 と は : 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為のこと

犯 罪 被 害 者 等 と は : 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族のこと

犯罪被害者である市民 : 犯罪被害を受けた当時、本市の住民基本台帳に記録されている者のこと

市の主な取り組み

情報の提供

犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

広報及び啓発

犯罪被害者等に対する支援の大切さなどについて、広く理解を深めるよう広報・啓発活動を行います。

支援金の支給

一時的な経済支援として、支援金を支給します。

遺族支援金 30万円

重傷病支援金 10万円



* 関係機関において、さまざまな支援がありますので、まずは以下の窓口にご相談ください。

主な相談窓口

加東市役所防災課（庁舎4階）

受付時間 月～金（祝日年末年始除く） 8:30 ～ 17:15

☎ 0795-43-0402

・犯罪被害者やそのご家族の支援に関する相談、各種支援制度や関係機関等の紹介

兵庫県警察本部 被害者支援室（サポートセンター）

受付時間 月～金（祝日年末年始除く） 9:00 ～ 17:45

☎ 0120-338-274

・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談
・こころの悩み相談、カウンセリング

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

○犯罪被害全般の相談（ひょうご被害者支援センター）

受付時間 火・水・金・土（祝日、8/12～16、12/28～1/4 除く） 10:00 ～ 16:00

☎ 078-367-7833

面接相談

弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談

犯罪被害者相談員による面接相談（いずれも事前に電話予約が必要になります）

・裁判所や病院などへの付き添い

・裁判傍聴などの支援

○性被害の相談（ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」）

受付時間 月・火・水・木・金（祝日、12/29～1/3 除く） 9:00 ～ 17:00

☎ 078-367-7874（受付時間外は、国のコールセンターに自動転送されます）

面接相談

弁護士による法律相談、臨床心理士による心理相談

専門員による面接相談（いずれも事前に電話予約が必要になります）

・病院や関係機関への付き添い